

総社市教育委員会訓令第1号

総社市教育委員会部活動地域移行推進室設置規程を次のとおり定める。

令和5年3月22日

総社市教育委員会教育長 久山延司

総社市教育委員会部活動地域移行推進室設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、総社市教育委員会事務局処務規則（平成17年総社市教育委員会規則第5号。以下「処務規則」という。）第3条の規定に基づき、学校部活動の地域クラブ活動への移行（以下「部活動地域移行」という。）に関する事務を処理するための組織の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 前条の事務を処理するため、教育部に部活動地域移行推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

(職員)

第3条 推進室に室長を置く。

2 推進室に室長代理、主幹、室長補佐、主査、主任その他必要な職員を置くことができる。

(職務)

第4条 室長は、上司の命を受けて推進室の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。

2 室長代理及び主幹は、室長を助け、所属職員を指揮し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 室長補佐は、室長を助け、推進室の事務を整理し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 主査は、上司の命を受けて推進室の事務を処理し、所属職員を指揮する。

5 主任は、上司の命を受けて推進室の事務のうち特定の事項を処理し、所属職員を指揮する。

6 その他の職員は、上司の命を受けて、担当事務を処理する。

(事務分掌)

第5条 推進室の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 部活動地域移行の推進に関すること。

(2) 地域部活動準備委員会に関すること。

(3) その他部活動地域移行に関する総合調整に関すること。

(専決事項等)

第6条 室長の専決事項及び代決の順序は、処務規則に定める主務課長の例による。

2 室長を除く推進室に属する職員の代決の順序は、処務規則に定めるそれぞれの職の例による。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。